令和5年度「スポーツホスピタリティ推進事業」事前及び公募説明会時:質疑応答集

	質問タイトル	質問内容	回答内容
	スポーツホスピタリティビ ジネスの定義・解釈	ツーリズム業界においては、スポーツホスピタリティを、「スポーツ観戦の際に企業の商談や社員の福利厚生等で利用する、高価格帯のチケットと付加価値の高いサービス」と定義しています。	みる・ささえる」スポーツを行う人々が、そこに「あつまる」ことで、これまで以上に 「より良く楽しむ」ことを可能とする取組・行為全般を示す概念。」『経済財政運営と
		一方、本事業におけるスポーツホスピタリティビジネスとは、観戦券付パッケージの形態に限らず、「スタジアム・アリーナを通じて、スポーツサービスを提供する組織・団体を核にスポンサー、地元企業、ファン、地域住民等のステークホルダーを連携させ、	改革の基本方針2022』(令和4年6月7日)としています。これに則った提案であれば申請対象になります。
		社会・地域課題を解決する『共通価値の創造』を生み出すもの」全般を指していると理解してよろしいでしょうか。	
		例えば、地域経済の活性化を目的に行政とプロスポーツクラブの連携により建設された アリーナにおける興行を通じた、地域の社会・地域課題解決などから、自治体が地域の スポーツ団体や大学などを巻き込み実施する「走り方教室」や「運動教室」なども想定 できるかと考えております。	
	(4)スポーツホスピタリティ に関するビジネスモデルの 検証について	本項目の検討につきましては、「(3)スポーツホスピタリティのビジネスモデルの検討 モデルの検討」にて検討したビジネスモデルを効果的に検証するため、(3)の検討がある 程度進んだ段階で検証事業内容・事業実施団体などを定めるべきと考えております。 その場合(3)の検討結果によっては、費用・期間がご提案時から変更になる可能性が否め ないと思われますが、その点は柔軟にご対応いただくこと可能でしょうか。	また、公募要綱(4)のスポーツホスピタリティに関するビジネスモデルの検証が難しい場
3		【更問】(4)のスポーツホスピタリティに関するビジネスモデルの検証が難しければ、(3)スポーツホスピタリティの検証(調査)のみでも構わないとの補足説明がありましたが、ビジネスモデルの検証まで実施するような提案だと加点対象になるという認識でよろしいでしょうか。	
4		【更問】(4)ビジネスモデルの検証で契約が決まって以降、団体を募って選出する定義でよろしいでしょうか。	-
5		【更問】という事は、既に具体的なチーム、リーグなどの構想があって提案できる段階 にあれば、提案することはかまわないという認識でよろしいでしょうか。	→ご認識の通りです。
6	検討範囲について	スポーツホスピタリティとは「スポーツホスピタリティとは「「する・みる・ささえる」スポーツを行う人々が、そこに「あつまる」ことで、これまで以上に「より良く楽しむ」ことを可能とする取組・行為全般」とされております。本事業の取り組み意図を踏まえ、前半の「する・みる・ささえる」に関しては、ビジネス展開など今後の発展を踏まえ「みる」に限定するご提案は可能でしょうか。	→可能です。
	スタジアム・アリーナの事 例調査と本件の専門事例・ 課題抽出についての差異に ついて	貴庁におかれましては、「スタジアム・アリーナ改革」の取組の一つとして国内外のスタジアム・アリーナ事例調査を実施されている認識です。今回の事業では、「(2)スポーツホスピタリティ事業に特有の課題抽出」にて類似した調査を求められている様に見受けられます。 当該調査(2)の目的意図を正確に把握したく、上記「スタジアム・アリーナ改革」と異なった期待をされていることは何でしょうか。	提供されているのかという現状把握を行うとともに、サービス提供にあたっての事業者
8		【更問】ハード面の課題があってその上に、ソフト面の課題が出てくるかと推察されますが、今回の調査で複合的な視点からの課題抽出としてもよろしいでしょうか。	→問題ございません。 例えば、諸室が無いことから十分なサービスを提供できないという課題がある場合、〇 ○○のような方法であれば課題をクリアでき、スポーツホスピタリティの普及に繋げられるといった趣旨の調査をしてください。
:		スポーツホスピタリティ事業に関する海外の先進事例として、注目すべき海外地域として、期待される海外地域等はございますでしょうか。また、事業予算の組み立て上、現地訪問による実地調査が難しい場合、関係者へのWebミーティングやEメールによりヒアリングを実施する形でもよろしいでしょうか。	象国はその理由とともに提案をしてください。なお実際の調査対象地域はスポーツ庁と
10	第三者機関の設置について	審査のために設置する第三者機関は、貴庁にてご用意される認識で宜しいでしょうか。	→委託事業者に用意してください。なお、審査委員は、スポーツ庁との協議の上、選定 できればと思います。
11		【更問】弊社側で第三者機関を用意する場合、当該費用につきましてもご提案費用の中に定めるという理解で宜しいでしょうか。	→ご認識の通りです。
12	事業団体の公募について	「(4)スポーツホスピタリティに関するビジネスモデルの検証」にて実施希望団体の公募 を実施しますが、公募にかかわる諸手続(事務局設置→公募→応札受付→評価→決定) は貴庁主導で実施される認識で宜しいでしょうか。	→委託事業者にて実施してください。
13	事業団体との契約	「(4)スポーツホスピタリティに関するビジネスモデルの検証」における事業団体の公募により、事業団体が決定したのちは、当該事業団体と弊社が契約を締結する認識で宜しいでしょうか。	→ご認識の通りです。
14		【更問】実証事業を実施する事業団体と弊社が契約する場合、再委託に該当すると認識しております。しかし、公募を経ての事業者決定となるため、ご提案書に当該団体の詳細記載、および誓約書提出が出来ない状況です。事業者に関してはご提案時には記載および誓約書提出は無しとし、決定後に誓約書のご提出という流れで宜しいでしょうか。	→ご認識の通りです。
15	費用について	実証事業を実施するための公募された費用の限度額であったり、費用として認められないものが仮にあれば教えていただきたいです。	→上限額20,000千円(税込)内であれば(1)~(4)の配分は特に決まりはありません。お示ししている「委託要項」内、6「委託経費」にございますように委託費として認められるのは設備備品費、人件費、諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、消費税相当額、一般管理費、再委託費となります。しかしながら費用に関しては様々なものが想定されるため、判断に迷う場合は都度当庁にご確認ください。
16		【更問】実証事業で、費用の中で限定して(例えば通信に関する部分)補助額を運用するといった建付けも可能でしょうか。	→可能です。
17	精算について	委託期間終了後の精算に関して、実地検査はございますでしょうか。また、再委託先が ある場合は委託者側で検査をしたうえでその詳細も含めて検査となりますでしょうか。	→ご認識の通りです。